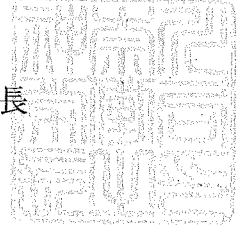


神勞発基 0508 第 5 号

平成 30 年 5 月 8 日

団体の長 殿

神奈川労働局長



職場における熱中症予防対策の徹底について(広報依頼)

日頃から、労働基準行政の運営につきましては、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県下では、近年、熱中症による労働災害が多発しており、今年も夏期に入る前から気温の上昇が見られ、熱中症の多発が危惧されるところです。全国的にも夏期の熱中症による労働災害は減少しておらず、厚生労働省では昨年引き続き、本年5月～9月を「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」として、熱中症予防対策の徹底を図るため各事業場に呼び掛けを行っています。

つきましては、別紙例文「熱中症予防のため早期対応のお願い」のほか同封のリーフレットを参考に、貴団体の広報誌、ホームページ等に周知文を掲載していただく等、会員事業場への周知についてご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おって、広報誌等に掲載いただきました場合は、誠にお手数ではございますが、下記担当宛て写し等を送付いただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

**参 考**

熱中症予防対策 (厚生労働省 HP)

【各検索エンジンに「厚生労働省 職場における労働衛生対策」と入力し検索いただきますと当該サイトへ容易に行き着きます。】

〔問合せ先〕

神奈川労働局労働基準部健康課

TEL 045-211-7353

(内線 6078:塚田)

Fax 045-211-0048



## 熱中症予防のため早期対応のお願い

(神奈川県労働局労働基準部健康課)

- 初夏は気温の変動が大きく、暑さへの身体の順応が不十分な時期です。作業  
者からの身体の不調の訴えを確認することなく、水分と塩分をこまめに補給  
させる、作業時間の短縮や十分な休憩を取らせるなど、職場では早めの対応  
が必要です。
- 変調を訴える人が出たら、水分補給や休憩を取らせるほか、症状が悪化する  
ことがあるので一人にしないことが大切です。
- 意識がはっきりしない、体に触ると熱いなどの症状があれば、直ちに氷で体  
を冷やし、躊躇せず救急車を呼びましょう。
- 日中に熱中症の症状がみられた場合は、一旦回復し帰宅した後に、再度悪化  
することがあります。通常の体調に戻らない場合は、早めに医師の診断を受  
けましょう。
- 職場にWBGT値(暑さ指数)の測定器(湿球黒球温度計)を設置するほか、  
環境省の熱中症予防情報サイトに掲載されているWBGT予測値・実況推定  
値を作業前に参照するなど、WBGT値を活用した作業管理を徹底しましょ  
う。

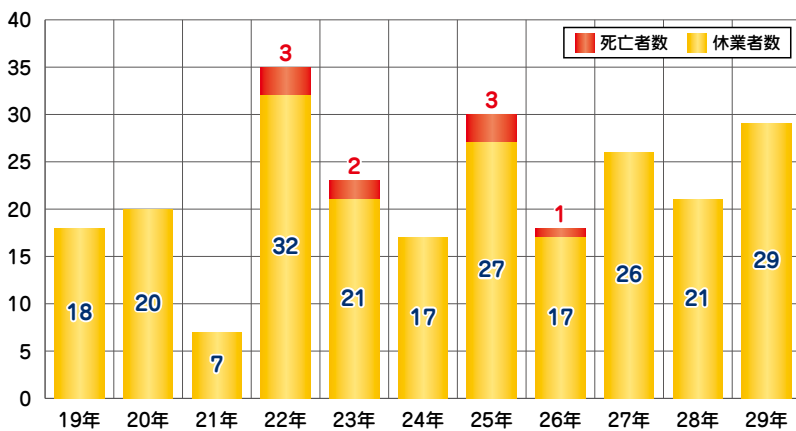
# 熱中症を防ごう!

## 職場における熱中症予防対策のポイント

平成29年の熱中症による休業4日以上労働災害は29件で、業種別では、建設業で12件、製造業で4件、ビルメンテナンス業で3件のほか、運送業、貨物取扱業や介護事業において発生しています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、熱中症の予防対策を計画的に進めましょう。

神奈川県内における熱中症発生状況（休業4日以上災害）



勤務が終わり帰宅してから、症状が悪化し救急搬送される方が出ています。日中から熱中症の症状（頭痛、気分の不快、吐き気など）が見られ、特段の措置が取られない場合はもとより、休憩の取得や作業の中断を行っても体調が回復しない場合があります。

本人や周りが異変を感じたら、体温を下げるようにし、通常の体調に戻らない場合は、早めに医師の診察を受けましょう。

### 熱中症とは?

高温、多湿の環境下で、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、症状などにより次のように分類されます。

I度	めまい・失神…「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直…筋肉の「こむら返り」のこと。「熱痙攣」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	重症度 小 ↓ 重症度 大
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感… 体がぐったりする、力が入らない、など。従来「熱疲労」と言われていた状態です。	
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害… 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつけがある、まっすぐに歩けない、など。 高体温… 体に触れると熱いという感触があります。従来「熱射病」と言われていたものが相当します。	

# 熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場所などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

## 1 作業環境管理

- (1) 休憩場所の整備など
- ・ 冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所の設置
  - ・ 氷、冷たいおしぼりなどの身体を適宜に冷やすことのできる物品や設備の設置
  - ・ 飲料水・塩分などの備付け

- (2) 暑さ指数 (WBGT値) の活用など
- ※ 暑さ指数 (WBGT値) とは、①温度、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。
  - ※ 「WBGT指数計」について、JIS規格が制定されています。

## 2 作業管理

- (1) 作業時間の短縮など
- 作業の休止時間・休憩時間の確保、連続作業時間の短縮、身体作業強度が高い作業の回避
- (2) 熱への慣れ・適応 (順化)
- 計画的な熱への順化期間の設定
- (3) 水分・塩分の摂取、透湿性・通気性の良い服装の着用
- (4) 作業中の巡視

## 3 健康管理

- (1) 健康診断結果に基づく対応など
- ・ 健康診断結果などによる作業者の健康状態の把握 (糖尿病、高血圧、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります)
- (2) 日常の健康管理など
- (3) 労働者の健康状態の確認など

## 4 労働衛生教育

作業を管理する者及び労働者に対して

- (1) 熱中症の症状 (2) 熱中症の予防方法 (3) 緊急時の救急処置 (4) 熱中症の事例
- についてあらかじめ教育を行うこと。

※ 新たに労働衛生教育の「事項」・「範囲」・「時間」が示されました。 < 基安発0229平成28年2月29日 >

# 救急処置

あらかじめ緊急連絡網を作成し、関係者に知らせておいてください。また、作業現場の近くの病院や診療所の場所を確認してください。少しでも異常が見られたら、下記の手当てを行ってください。

呼びかけに対する返事がおかしいなど意識障害がある場合、自力で水分が摂取できない場合、症状が回復しない場合、その他必要と認める場合には、直ちに医療機関に搬送してください。

WBGT値と気温、相対湿度との関係

		相対湿度 (%)																
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
気温 (C) (乾球温度)	40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
	37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
	36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
	35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
	34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
	33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
	32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
	31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
	30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
	29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
	28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
	27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
	26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
	25	18	18	19	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	

WBGT値	注意 25℃未満	警戒 25℃～28℃	嚴重警戒 28℃～31℃	危険 31℃以上
-------	-------------	---------------	-----------------	-------------

# 手当の方法

- ・ 暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- ・ 水や塩分を取らせる。
- ・ 衣類を緩めて (場合によっては脱がせて)、体から熱の放射を助ける。
- ・ うちわ、扇風機の風に当てたり、氷嚢などがあれば、それを首、腋の下、足の付け根に当てる。

ご不明な点がございましたら  
右記までお問い合わせください

神奈川労働局 健康課 (☎ 045-211-7353)  
各労働基準監督署